

第 1 回行財政改革審議会

日時

令和 8 年 3 月 1 8 日（水）午前 1 0 時 0 0 分～正午

場所

流山市役所 第 1 庁舎 3 階 庁議室

出席委員

大塚委員、兵庫委員、小國委員、白澤委員、青木委員、重村委員、
鈴木委員、山田委員

・・・（8 名）

傍聴者

1 名

欠席委員

首藤委員、三嶋委員

・・・（2 名）

関係部署

井崎市長

企画政策課

事務局

総合政策部 若林部長

情報政策・改革改善課 佐藤課長、渡辺課長補佐、三好課長補佐

小田主事、門沢主事

議題

- ・委員の紹介、正副会長の決定
- ・行財政改革審議会について
- ・委嘱状の交付
- ・諮問
- ・流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定の方向性
（案）について

添付資料

【資料 1】流山市行財政改革審議会条例

【資料 2】流山市行財政改革審議会について

【資料 3】スケジュール（予定）

【資料 4】諮問書（写）

【資料５】流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針

【資料６】流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定の方向性（案）

【資料７】流山市公の施設一覧

その他：委員名簿、意見シート

議事録（概要）

1 委員の紹介、正副会長の決定

会長に小國委員、副会長に白澤委員を選出

2 行財政改革審議会について

事務局から【資料1】【資料2】【資料3】に沿って審議会の概要を説明

3 委嘱状の交付

市長から委員に委嘱状を交付

4 諮問

市長から諮問書の読み上げ、会長へ交付

市長あいさつ

5 流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定の方向性（案）について

企画政策課から【資料5】【資料6】【資料7】を説明

6 質疑応答

（鈴木委員）

【資料6】の3ページについて、維持管理経費の対象に減価償却費等を新たに加えた場合、近隣で減価償却費等を対象に含めている柏市・我孫子市等と比較して使用料は高くなるのか、同程度になるのか。

（企画政策課）

施設によって異なり、柏市・我孫子市と比べて高くなるものも低くなるものもあると考えられる。

（大塚委員）

【資料6】の5ページの「必需性による分類」について、具体的にどのような施設が必需性が高く、どのような施設が低いのか。

（企画政策課）

公民館の会議室などは必需性が高く、利用者負担割合は25%が適切と考えている。一方、運動施設やホールは代替性があること、テニスコートなどは民間にも存在し余暇スポーツの性質があることから高い負担割合としている。

(山田委員)

【資料6】3ページの人件費と減価償却費を新たに加えるのは非常に重大な変更であり、利用者の負担増も相当なものになると思われる。概算でどのくらいの影響があるのか。

(企画政策課)

本日は数字を持ち合わせていないが、次回に公民館等を事例としてシミュレーションを示したい。

なお、現行の基本方針では利用者負担割合を設定しておらず基本的に100%負担となっている。改定案では対象経費の範囲が広がるが、50%や25%といった利用者負担割合を導入するため、最終的な使用料は実際に計算してみなければわからない。

(山田委員)

考え方が変わるのだから、ある程度の概算がないと議論が進まないのではないか。例えばおおたかの森ホールなどは減価償却費が非常に大きくなり、民間ホール並みの料金になってしまう懸念がある。

(山田委員)

従来は全会議室をプール計算していたものを、今後は施設ごとに個別に算出する考え方でよいか。

(企画政策課)

原則として施設ごとに算出する考えである。ただし、公民館は設置管理条例が1つであるため、各施設間で非常に大きな乖離がある場合は調整が必要と考えている。

(山田委員)

今回の使用料の考え方が適用されるのは、【資料7】の「公の施設一覧」に掲載された施設に限るのか。それとも、さつき号のように市が有

料で提供するものにも適用するのか。

（企画政策課）

あくまで公の施設に限る考え方である。さつき号のようなものは、対象には含まれない。

（大塚委員）

施設ごとの原価計算は行っているのか。料金設定において減価償却費も含めて個別に計算しているのか。

（企画政策課）

個別の施設ごとに算出するのが原則である。減価償却費の算定は公会計システムで行っており、定額法により減価償却費を算出している。

（大塚委員）

次回に施設ごとの減価償却費を出していただくことは可能か。

（企画政策課）

全ての施設は難しいが、いくつかの施設を見繕ってシミュレーションを示したい。

（山田委員）

公会計システムで減価償却費を算出しているとのことだが、これは企業会計と同じものか。企業会計的に行うとなると、資本的支出と修繕費の区分など事務量が膨大になると思われるが、実務的に対応可能なのか。

（企画政策課）

公会計と企業会計はおそらく異なるものである。市のシステムの中で固定資産の評価や減価償却費は既に算出されており、事務が膨大になることはない。

（小國会長）

減価償却の対象となる固定資産について、初期の建設費だけでなく大規模修繕も含むのか。

(企画政策課)

大規模修繕の減価償却費も含めて考えている。

(小国会長)

大規模修繕を固定資産化するか費用化するかの判断基準はどうなっているか。

(企画政策課)

答弁を保留し、次回に詳しく説明したい。

(大塚委員)

おおたかの森ホールは指定管理者が運営しているが、これも見直しの対象か。

(企画政策課)

流山市の公の施設は原則として指定管理者を導入しており、掲載施設のほとんどが指定管理者による運営である。おおたかの森ホールも含め、全て対象としている。

(白澤副会長)

今回の諮問の観点は、①共通原価から施設別原価への変更、②使用料基準額のレベル分け、③利用者負担割合の導入の3点という認識でよいか。

(企画政策課)

そのとおりである。

(白澤副会長)

【資料6】5ページの2-2にある「必需性による分類」や、「民間代替性・収益可能性による分類」は諮問の対象に含まれていないという認識でよいか。

(企画政策課)

利用者負担割合における必需性、民間代替性・収益可能性による分類

も含めて諮問している。

(兵庫委員)

人件費と減価償却費をセットで維持管理経費に含める案だが、他の自治体でどちらか一方だけを含めているところはあるか。

(企画政策課)

人件費は概ねどの自治体も含めている。減価償却費については含めている自治体と含めていない自治体がある。

(小国会長)

減価償却は定額法か定率法か。

(企画政策課)

定額法である。

(小国会長)

定額法であれば、減価償却費、特に初期投資に関しては今も30年後も同じであり、料金も同じになると理解してよいか。

(企画政策課)

減価償却費の観点だけを見れば、そのような考えになる。

(小国会長)

大規模修繕も固定資産化して減価償却するのであれば、施設の老朽化に伴い将来的に料金がさらに上がるということか。

(企画政策課)

大規模修繕は減価償却費に反映されるため、上がるのが想定される。

(小国会長)

建築コストの償却期間は何年で設定しているか。

(企画政策課)

公会計の知識が曖昧であるため、先ほどの山田委員の質問と合わせて次回に回答したい。

（小國会長）

減価償却を導入すると初期投資額により料金が大きく左右されるが、対象の設備投資額や建築コストはどのように決定し、妥当性はどのように判断しているのか。

（企画政策課）

建築費については必ず入札を行っており、市としては適正なものと考えている。

（小國会長）

自治体として公共施設を持つということの意義や意味についてはどのように考えているか。

（企画政策課）

地方自治法の「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設を設けるもの」の考え方に沿っている。

（小國会長）

【資料6】の5ページの2-2の必需性による分類について、「最低限必要なサービス」と「一定の公益性をもとに」の差はどこにあると考えているか。

（企画政策課）

御指摘のとおり漠然としすぎているため、次回までに整理したい。

（大塚委員）

これまで人件費と減価償却費が使用料算定の原価に入っていなかったのはなぜか。また、なぜ今回入れるのか。

（企画政策課）

平成16年頃に議論した当時は、大体の施設が無料で提供されていた。無料から有料化への大きな転換期であり、一律に受益者負担を求め

ると金額が大きくなる恐れがあったため、人件費や減価償却費の算入は避けた経緯があると推測している。

（大塚委員）

以前の審議会で単式簿記を採用しているとの話があったが、そうすると減価償却費はそもそも会計に入っていないのではないかと。別途計算していたのか。

（企画政策課）

その点も含めて次回説明したい。

（山田委員）

公会計システムはあるのか。

（企画政策課）

現行の基本方針策定当時は公会計システムが導入されていなかったため、当時は一律に減価償却費を算定していなかった。

（山田委員）

公会計システムを持っているとのことだが、例えば中央公民館の簿価はすぐに出せるのか。次回の審議会で示していただけるか。

（企画政策課）

今手元にはないが、公会計システムの中にデータは保有している。次回に公民館を事例に提示したい。

（大塚委員）

公会計システムはいつ導入されたのか。また、減価償却費を入れなかった理由は、算定する根拠がなかったからなのか、それとも算入することで施設の使用料が大きくなることを避けたからなのか、整理してほしい。

（企画政策課）

公会計システムは平成28年度以降のデータが確認できており、その時期前後に導入したと思われる。

(白澤副会長)

減価償却費を算入する際、新しい施設と古い施設の差がどのように反映されるのかが論点ではないか。定額法では老朽化して魅力が低下した施設でも減価償却費は一定であり、経過年数による調整も入っていない。どの観点から減価償却費を利用料金に反映させるのか、整理が必要ではないか。

(小國會長)

今回の見直しにより料金が上がる方向になると思われるが、需要予測や施設ごとの価格弾力性についてどのように考えているか。料金値上げの結果、利用者が減少しトータルの財政負担が増えては意味がない。

(企画政策課)

前回の平成20年の改定時に無料から有料にした施設でも、利用者の減少は多少あったが大きくなり、経年で戻っている傾向もあったため、大きく利用者が減るとは考えていない。また、公民館等は複数人で利用するため、一人あたりの負担増はそれほど大きくないと考えている。

7 意見交換

(大塚委員)

必需性の分類について、会議室の必需性が高いとされている点に疑問がある。公民館の会議室は充実している一方、運動場やホールは不足しているのではないか。

(事務局)

市民団体や自治会活動の観点では、身近な場所に借りられる会議室があることは非常に重要であり、そこに自治体としての公共性が求められると考えている。

(大塚委員)

そうであれば、自治会の会議室利用なども有料とするのか。無料が妥当ではないか。

(事務局)

自身の自治会活動の経験からお答えすると、会議室の料金がかかったとしても、会費を払っている自治会員で按分すれば一人あたりの負担は小さいものと考えている。

（青木委員）

減価償却費を算入することで、人口が急増し施設が新設されたエリアと、老朽化した施設が多いエリアとの間で利用料金の地域間格差が生じることを危惧する。老朽化した施設は今後大規模修繕や建て替えが必要になるが、施設が少なく老朽化しているのに料金が高いという状況にならないようにすべきである。施設の分布や価格について、エリア間の公平性が保たれることを期待する。

私が代表を務める NPO 法人は、ママ友サークルから生まれた団体であり、公民館の和室を安価に借りられたことが活動の継続を支えてくれた。収益のないボランティアな団体が 10 年以上活動を続け、市の子育て支援センター等の受託を担う法人に成長できたのは、公共施設を低価格で利用できたからである。市民のシチズンシップを育てるという観点からも、民間と同等の価格に急激に引き上げることがないように配慮をお願いしたい。

（山田委員）

現行の基準では改定上限率という考え方があったが、改定後の方針ではこの考え方はなくなるのか。

（企画政策課）

激変緩和措置として、急激に上がらないようにする考えは改定後の基本方針でも持っている。概念的な説明にとどまり申し訳ないが、次回の審議会において実際のシミュレーションをお示しして議論を煮詰めた

い。

（大塚委員）

原価計算について、類似施設をプール制で一括計算し統一的な料金を算定するのか、個別に算定するのか。地域差が出る懸念もある中で、どの程度の値上げを想定しているのか、イメージがあれば教えてほしい。

（企画政策課）

本日はシミュレーション結果を用意していないため、次回の審議会でお示ししたい。

（白澤副会長）

自治会が自前で持っている自治会館のように、類似の代替可能な施設は他にもあるのではないかと。一方で、青木委員の話のように、現行のルールにより本当は使いたいが使えない方もいるのではないかと。そうした点も加味しながら、全体を見直していける方向で検討できるとよいと考える。

（山田委員）

【資料7】について、下花輪福社会館（ほっとプラザ）の入浴施設も有料施設に含まれるのか。

（企画政策課）

福社会館部分は基本無料だが、下花輪福社会館（ほっとプラザ）の入浴施設は有料としている。【資料7】には記載がなかったが、下花輪福社会館（ほっとプラザ）の入浴施設も有料施設である。

（鈴木委員）

受益者負担の考え方として、インフレが進む中で利用者が負担するという方向性は概ね理解できる。しかし、料金が上がることで利用率が低下し、利用者減少により施設が廃止されるようなスパイラルに陥ると、市の魅力低下につながる。子供が多い流山おおたかの森エリアでプール等が利用されなくなれば、地元への愛着が薄れ、定住につながらず、市の税収にも影響する。使用料だけに注目するのではなく、もう少し大きな視点でシミュレーションして考えていく必要があるのではないかと。

（小國会長）

鈴木委員の意見に同感である。施設の使用料はコスト回収だけで設定されるものではなく、市が政策的にどのように需要を作りたいのかという観点も必要だと考える。例えばプールで子供の健康を促進するといった政策目標があれば、それに適した料金設定があるべきである。現在のロジックでは、ホールを魅力的にすればするほど料金が上がるという不合理な状況になる。コスト回収の観点だけでなく、需要サイドを見なけ

れば料金設定は決められないのではないか。

また、政策的な観点を利用者負担割合の設定で反映すべきか、減免制度で反映すべきかという論点もある。現在の減免対象は子供の健全育成や障害者の社会参加促進だが、それだけでよいのかという議論もある。減免制度に市の政策意思をどう反映するかという点と、必需性における「最低限必要なサービス」や「一定の公益性」といった判断基準をどう考えるかという点、この両面で政策を反映していくことになると思うが、利用者負担割合を下げる場合と、減免・免除とする場合で、それぞれどのような理由・根拠に基づくのかというポリシーが設計上あるべきではないか。

（白澤副会長）

今日結論を出すのは難しいと思うが、次回にシミュレーションを示していただくことを念頭に議論を進めたい。次回は、小國委員が指摘したポリシーの部分や、減価償却の論点など、ボリュームが多くなるが、いくつかに分けて資料を示していただき、議論を絞っていけるとよいと考える。

（青木委員）

民間代替性や利用者負担の割合について、流山市の公共施設の料金は近隣市と比較して安く設定されており、燃料費の上昇等を背景に近隣市と同等程度までは上げざるを得ないと考える。ただし、公民館の利用については、自治会のような地域コミュニティの会合は自治会館で代替できるが、聴覚障害者の団体など、テーマコミュニティには代替可能な施設がなく、公共施設に頼らざるを得ない方々がいることを考慮すべきである。また、公民館で「〇〇教室」として活動し青少年団体として登録しているが実質的には民間教室と競合するケースも多く、民業圧迫の側面がある。ただし、そこに通う子供たちは自前の施設を持つ民間教室に通えない層であることを前提として考える必要がある。